



厚生労働省和歌山労働局発表
令和7年8月21日（木）

担 厚生労働省和歌山労働局
労働基準部賃金室
賃金室長 谷本 大助
賃金室長補佐 川嶋 佳子
電 話 073 (488) 1152

令和7年度和歌山県最低賃金の改正決定の答申について － 65円引上げて時間額1,045円 －

和歌山地方最低賃金審議会（会長 ^{ひろたに みちとし} 廣谷 行敏）は、本日、和歌山労働局長（中山 ^{なかやま} 始）^{はじめ}に対し和歌山県最低賃金を「時間額1,045円」に改正し、効力発生の日を令和7年11月1日とするのが適当である旨の答申を行いました。

この「時間額1,045円」は、現行の和歌山県最低賃金「時間額980円」を「65円」引上げるものです。

和歌山地方最低賃金審議会は、本年7月14日、和歌山労働局長から「和歌山県最低賃金の改正決定について」の諮問を受け、8月4日に中央最低賃金審議会から示された答申（63円引上げ）を参考にしつつ、慎重に調査審議を重ね、答申をまとめました。

今後は、この答申についての異議申出に関する手続を経て、和歌山県最低賃金が改正されることとなります。

厚生労働省及び和歌山労働局では、最低賃金及び賃金の引上げに向けた環境整備を図るため、各種の最低賃金及び賃金の引上げ等に向けた生産性向上等のための支援を実施しています。（別添参考資料参照）

【参考：和歌山県最低賃金額及び対前年度引上げ率、引上げ額】

	令和2 年度	令和3 年度	令和4 年度	令和5 年度	令和6 年度	令和7年度
最低賃金 額	831 円	859 円	889 円	929 円	980 円	1,045 円
対前年度 引上げ率 ※	0.12%	3.37%	3.49%	4.50%	5.49%	6.63%
対前年度 引上げ額	1 円	28 円	30 円	40 円	51 円	65 円

※小数点第3位四捨五入

(参考資料)

主な生産性向上等のための支援策

① 業務改善助成金（別添 1 リーフレット参照）

事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を 30 円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成するものです。

※ 上記①の業務改善助成金に関するお問い合わせは、業務改善助成金コールセンター（電話 0120-366-440）又は、和歌山労働局雇用環境・均等室（電話 073-488-1170 令和 7 年 9 月 1 日から 073-488-1101）にお尋ねください。

② キャリアアップ助成金（賃金規定等改定コース）（別添 2 リーフレット参照）

有期雇用労働者等の基本給の賃金規定等を 3 %以上増額改定し、その規定を適用させた場合に助成するものです。

※ 上記②の助成金に関するお問い合わせは、和歌山労働局職業対策課（電話 073-488-1161）にお尋ねください。

③ 「和歌山働き方改革推進支援センター」（別添 3 リーフレット参照）

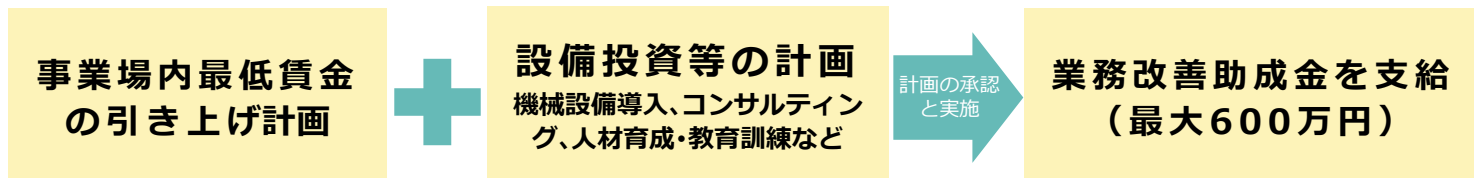
和歌山労働局委託事業として「和歌山働き方改革推進支援センター」を開設し、最低賃金の引上げで影響を受ける中小企業・小規模事業者、長時間労働の是正、同一労働同一賃金等非正規雇用労働者の待遇改善、生産性向上による賃金引上げ、人手不足の解消に向けた雇用管理改善の取組を支援するため、専門家による相談対応（電話・メール・対面・訪問）や出張相談会・セミナー等を実施しています。

※ 上記③に関するお問い合わせは、和歌山働き方改革推進支援センター（電話 0120-547-888）にお尋ねください。

令和7年度業務改善助成金のご案内

業務改善助成金とは？

業務改善助成金は、事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）を30円以上引き上げ、生産性向上に資する設備投資等を行った場合に、その設備投資等にかかった費用の一部を助成する制度です。



※ 事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立てて申請いただき、交付決定後に計画どおりに事業を進め、事業の結果を報告いただくことにより、設備投資等にかかった費用の一部が助成金として支給されます。

<事業場内最低賃金とは？>

事業場で最も低い時間給を指します。（ただし、業務改善助成金では、雇入れ後6か月を経過した労働者の事業場内最低賃金を引き上げていただく必要があります。）

事業場内最低賃金の計算方法は、地域別最低賃金（国が例年10月以降に改定する都道府県単位の最低賃金額）と同様、最低賃金法第4条及び最低賃金法施行規則第1条又は第2条の規定に基づいて算定されます。

ご不明点があれば、管轄の労働局雇用環境・均等部室または賃金課室までお尋ねください。

対象事業者・申請の単位

- ・ **中小企業・小規模事業者**であること（大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）でないこと）
- ・ **事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が50円以内**であること
- ・ 解雇、賃金引き下げなどの**不交付事由がない**こと



➡ 以上の要件を満たした事業者は、事業場内最低賃金の引き上げ計画と設備投資等の計画を立て、（工場や事務所などの労働者がいる）**事業場ごとに申請**いただきます。

申請期限と賃金引き上げの期間

	申請期間	賃金引き上げ期間	事業完了期限
第1期	令和7年4月14日～ 令和7年6月13日	令和7年5月1日～ 令和7年6月30日	令和8年1月31日
第2期	令和7年6月14日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和7年7月1日～ 申請事業場に適用される 地域別最低賃金改定 日の前日	令和8年1月31日

※第3期以降の募集を行う場合、別途HPにてお知らせいたします。

申請の流れや注意事項は
裏面をチェック！

助成上限額や助成率などの
詳細は中面をチェック！

助成上限額・助成率

助成上限額

コース 区分	事業場内 最低賃金の 引き上げ額	引き上げる 労働者数	助成上限額	
			右記以外 の事業者	事業場規模 30人未満の 事業者
30円 コース	30円以上	1人	30万円	60万円
		2～3人	50万円	90万円
		4～6人	70万円	100万円
		7人以上	100万円	120万円
		10人以上※	120万円	130万円
45円 コース	45円以上	1人	45万円	80万円
		2～3人	70万円	110万円
		4～6人	100万円	140万円
		7人以上	150万円	160万円
		10人以上※	180万円	180万円
60円 コース	60円以上	1人	60万円	110万円
		2～3人	90万円	160万円
		4～6人	150万円	190万円
		7人以上	230万円	230万円
		10人以上※	300万円	300万円
90円 コース	90円以上	1人	90万円	170万円
		2～3人	150万円	240万円
		4～6人	270万円	290万円
		7人以上	450万円	450万円
		10人以上※	600万円	600万円

※ 10人以上の上限額区分は、特例事業者が、10人以上の労働者の賃金を引き上げる場合に対象になります。

助成率

1,000円未満	4/5
1,000円以上	3/4

特例事業者

以下の要件に当てはまる場合が特例事業者となります。なお、②に該当する場合は、助成対象経費の拡充も受けられます。

① 賃金要件	申請事業場の事業場内最低賃金が1,000円未満である事業者
② 物価高騰等要件	原材料費の高騰など社会的・経済的環境の変化等の外的要因により、申請前3か月間のうち任意の1か月の利益率が前年同月に比べ3%ポイント※以上低下している事業者

※「%ポイント（パーセントポイント）」とは、パーセントで表された2つの数値の差を表す単位です。

物価高騰等要件に該当する事業者は、一定の自動車の導入やパソコン等の新規導入が認められる場合があります。詳しくはP3の「助成対象経費の特例」をご覧ください。

「引き上げる労働者数」の数え方

- ▶ 事業場内最低賃金である労働者
- ▶ 事業場内最低賃金である労働者の賃金を引き上げることにより、賃金額が追い抜かれる労働者が「引き上げる労働者」に算入されます。（ただし、いずれも申請コースと同額以上賃金を引き上げる必要があります。）

<例：事業場内最低賃金1,000円の事業場で30円コースを申請する場合>

- A：事業場内最低賃金である労働者なので、「引き上げる労働者」に算入可
 B：申請コース以上賃金を引き上げていないので、算入不可
 C：Aに賃金額が追い抜かれる労働者であり、かつ、申請コース以上賃金を引き上げているので、算入可
 D：既に引上げ後の事業場内最低賃金以上なので、算入不可



A：引き上げ人数としてカウント
 B・C：新事業場内最低賃金以上に引き上げる必要がある。ただし、引き上げ人数としては、申請コースの額（30円）以上引き上げているCのみ対象。
 D：既に新事業場内最低賃金以上なので、30円以上引き上げてもカウントしない。

助成対象経費の特例

特例事業者のうち、②物価高騰等要件に該当する場合、通常は、助成対象外となるパソコン等や一部の自動車も助成対象となります（パソコン等は新規導入に限ります。）。

助成対象経費	一般事業者	特例事業者 (②のみ)
生産性向上に資する設備投資等	○	○
生産性向上に資する設備投資等のうち、 ・ 定員7人以上または車両本体価格200万円以下の乗用自動車や貨物自動車 ・ PC、スマホ、タブレット等の端末と周辺機器の新規導入	×	○



対象となる設備投資など

助成対象事業場における、**生産性向上に資する設備投資等**が助成の対象となります。
また、一部の事業者については、**助成対象となる経費が拡充されます。**

経費区分	対象経費の例
機器・設備の導入	・ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮 ・ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
経営コンサルティング	国家資格者による、顧客回転率の向上を目的とした業務フロー見直し
その他	顧客管理情報のシステム化

助成対象経費の具体例について、詳しくは、リーフレット中面（生産性向上のヒント集）をご覧ください。

助成金額の計算方法

助成される金額は、生産性向上に資する設備投資等にかかった費用に一定の助成率をかけた金額と助成上限額とを比較し、**いずれか安い方の金額**となります。

<例>

○事業場内最低賃金が980円

→助成率4/5

○8人の労働者を1,070円まで引上げ（90円コース）

→助成上限額450万円

○設備投資などの額は600万円

480万円
(= 600万円×4/5)

(設備投資費用×助成率)

>

450万円
(= 助成上限額)

(90円コースの助成上限額)



450万円が支給されます。

賃金引き上げに当たっての注意点

- ・ 地域別最低賃金の発効に対応して事業場内最低賃金を引き上げる場合、**発効日の前日まで**に引き上げていただく必要があります。
- ・ 引き上げ後の事業場内最低賃金額と同額を就業規則等に定めていただく必要があります。
- ・ 複数回に分けての事業場内最低賃金の引上げは認められないので、ご注意ください。

(例) 10月1日に新しい地域別最低賃金（1,000円→1,050円）が発効される場合

発効日の前日（9月30日）までに事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を完了（※）



対象！

発効日の当日（10月1日）に事業場内最低賃金の引き上げ（1,005円→1,050円）を実施

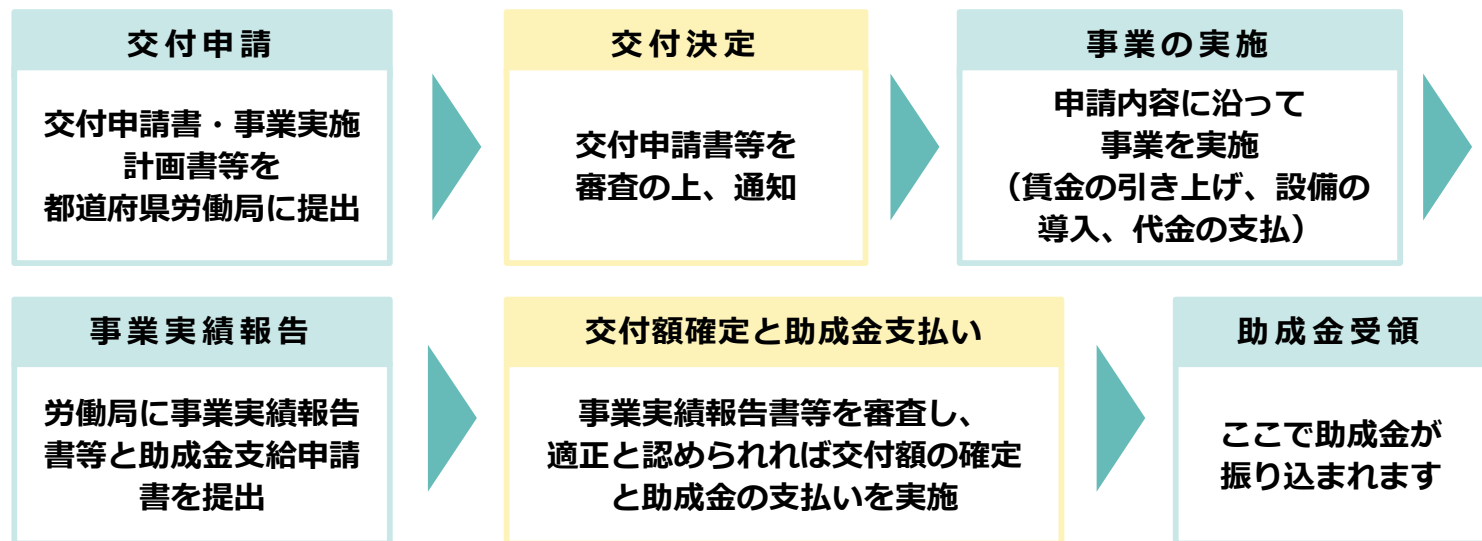


対象外

※ 併せて、就業規則等に事業場内最低賃金が1,050円である旨、定めていただく必要があります。

助成金支給の流れ

事業場所在地を管轄する都道府県労働局に対し、所定の様式で交付申請を行っていただきます。
労働局による申請内容の審査を経て交付決定がなされたら、申請内容に沿って事業を実施してください。
事業完了後、労働局に事業実績報告と助成金支給申請を行っていただくと、労働局による報告内容の審査を経て、助成金が支給されます。



注意事項・お問い合わせ等

注意事項

- ・ **交付決定前に助成対象設備の導入を行った場合は、助成の対象となりません。**
- ・ 必ず最新の交付要綱・要領で助成要件をご確認ください。
- ・ 過去に業務改善助成金を活用した事業者も助成対象となります。
- ・ 予算の範囲内で交付するため、申請期間内に募集を終了する場合があります。
- ・ **同一事業場の申請は年度内1回までです。**

令和6年度からの主な変更点

- ・ 事業主単位での申請上限600万円までとなりました。
- ・ 大企業と密接な関係を有する企業（みなし大企業）は対象外となりました。
- ・ 基準となる事業場内最低賃金労働者の雇用期間が、「3か月以上」から「6か月以上」になりました。
- ・ 事業完了期限が、2026（令和8）年1月31日※になりました。

※やむを得ない事由がある場合は、理由書の提出により、2026（令和8）年3月31日とできる場合があります。

参考ウェブサイト

- ・ **厚生労働省ウェブサイト「業務改善助成金」**
最新の要綱・要領やQ&A（「生産性向上のヒント集」）、
申請書作成ツールや業務改善助成金の活用事例集などを掲載しています。
- ・ **最低賃金特設サイト**
全国の地域別最低賃金や中小企業支援事業について掲載しているほか、
サイト内の「賃金引き上げ特設ページ」では、賃金引き上げに向けた取
組事例などを紹介しています。

業務改善助成金

検索



最低賃金特設サイト

検索



お問い合わせ

業務改善助成金についてご不明な点は、業務改善助成金コールセンターまでお問い合わせください

電話番号：0120-366-440（受付時間 平日 9:00～17:00）

交付申請書等の提出先は管轄の都道府県労働局 雇用環境・均等部（室）です

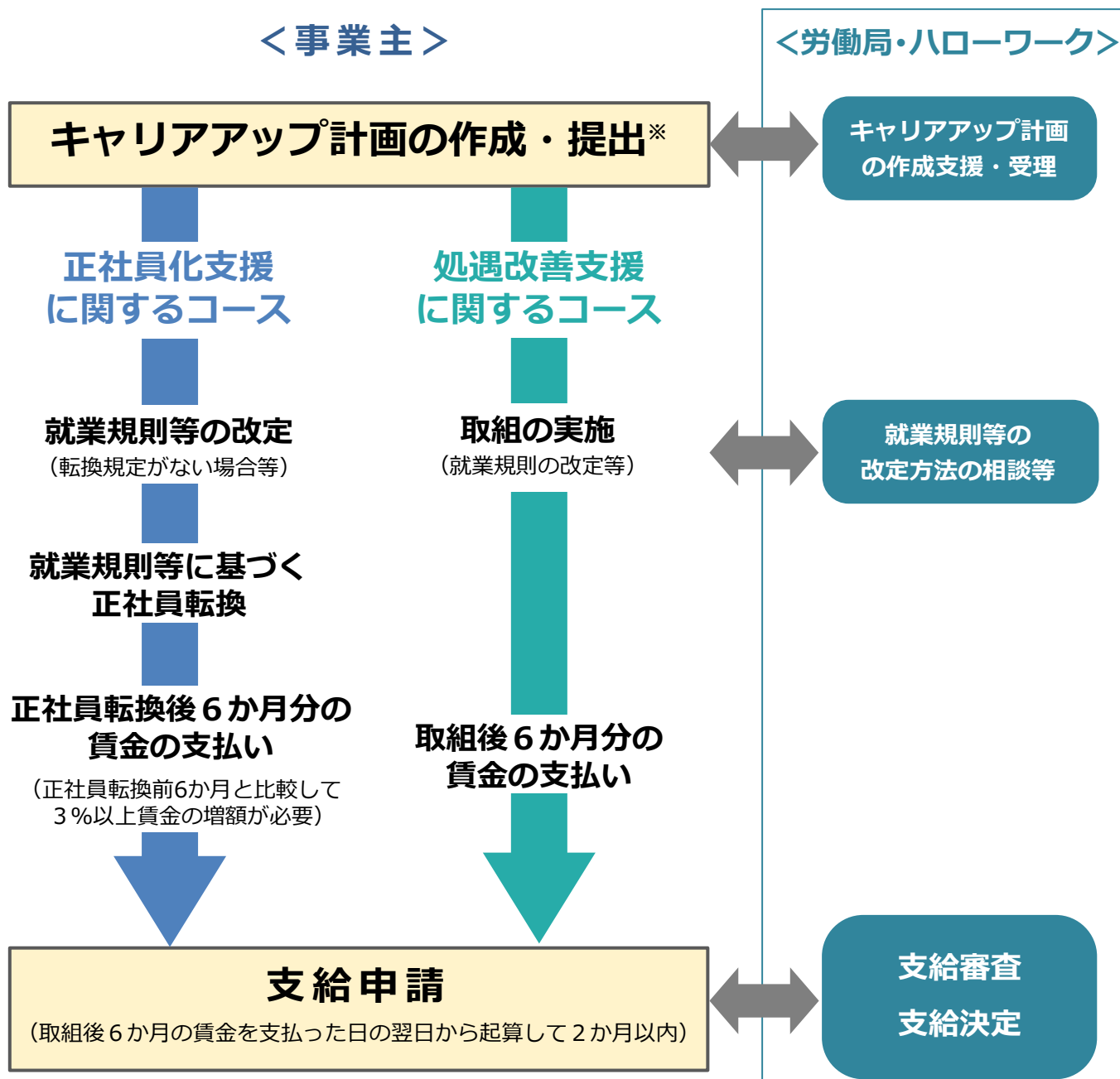
キャリアアップ助成金のご案内 (令和7年度)

「キャリアアップ助成金」は、有期雇用労働者、短時間労働者、派遣労働者（以下「有期雇用労働者等」といいます。）といった、**非正規雇用労働者の企業内でのキャリアアップを促進するため、正社員化、処遇改善の取組を実施した事業主に対して助成する制度**です。

助 成 内 容		助 成 額	中小企業の場合		大企業の場合		
			重点支援対象者*	左記以外	重点支援対象者*	左記以外	
正社員化支援	正社員化コース	有期雇用労働者等を 正社員化(※) した場合（1人当たり）	①有期 → 正規	80万円	40万円	60万円	30万円
			②無期 → 正規	40万円	20万円	30万円	15万円
		* a:雇入れから3年以上の有期雇用労働者 b:雇入れから3年未満で、次の①②いずれにも該当する有期雇用労働者 ①過去5年間に正規雇用労働者であった期間が1年以下 ②過去1年間に正規雇用労働者として雇用されていない c:派遣労働者、母子家庭の母等、人材開発支援助成金の特定訓練修了者					
		※ 正規雇用労働者等へ転換または派遣労働者を正規雇用労働者等として直接雇用すること。 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	※ 正社員転換等制度を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 多様な正社員制度(注)を新たに規定し、当該区分に転換等した場合に加算（注：勤務地限定・職務限定・短時間正社員いずれか1つ以上） 1事業所当たり40万円（大企業の場合、30万円）				
		※ 新規卒卒者で雇入れ日から起算して1年未満の者については支給対象外となります。					
	障害者正社員化コース	障害のある有期雇用労働者等を 正規雇用労働者等に転換 した場合（1人当たり） ※ 正規雇用労働者には「多様な正社員（勤務地限定・職務限定・短時間正社員）」を含みます。	① 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者の場合				
			有期 → 正規	120万円	90万円		
			有期 → 無期	60万円	45万円		
			無期 → 正規	60万円	45万円		
			② 重度身体障害者、重度知的障害者及び精神障害者以外の場合				
有期 → 正規			90万円	67.5万円			
有期 → 無期			45万円	33万円			
	無期 → 正規	45万円	33万円				
	※ 助成額が支給対象期間における対象労働者に対する賃金の額を超える場合には、当該賃金の総額を上限額として支給します。						
処遇改善支援	賃金規定等改定コース	有期雇用労働者等の基本給の 賃金規定等を3%以上増額改定し、その規定を適用 させた場合（1人当たり）	3%以上4%未満	4万円	2.6万円		
			4%以上5%未満	5万円	3.3万円		
			5%以上6%未満	6.5万円	4.3万円		
			6%以上	7万円	4.6万円		
			※ 「職務評価」の手法の活用により増額改定を実施した場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円） ※ 有期雇用労働者等の昇給制度を新たに設けた場合に加算 1事業所当たり20万円（大企業の場合、15万円）				
	賃金規定等共通化コース	有期雇用労働者等と 正規雇用労働者との共通の賃金規定等 を新たに規定・適用した場合	1事業所当たり	60万円	45万円		
	賞与・退職金制度導入コース	有期雇用労働者等を対象に 賞与・退職金制度を導入し、支給または積立を実施 した場合	1事業所当たり	40万円	30万円		
			※ 同時に導入した場合に加算 16.8万円（大企業の場合、12.6万円）				
	社会保険適用時処遇改善コース	短時間労働者に以下のいずれかの取組を行った場合（1人当たり） ①新たに社会保険の被保険者となった際に、 手当支給・賃上げ・労働時間延長 を行った場合 ② 労働時間を延長して新たに社会保険の被保険者 とした場合	手当等支給メニュー	50万円	37.5万円		
			併用メニュー	50万円	37.5万円		
労働時間延長メニュー			30万円	22.5万円			

キャリアアップ助成金の申請までの流れ

「キャリアアップ助成金」の活用にあたっては、
各コースの実施日の**前日までに「キャリアアップ計画」の提出が必要**です。



※ 計画の提出（支給申請）は、窓口への持参、郵送、電子申請によって行うことができます。

- ◆ 支給要件の詳細や助成上限（人数・回数等）については、下記ご案内の厚生労働省ホームページよりご確認ください。
- ◆ 正社員化コース、障害者正社員化コース、社会保険適用時処遇改善コースは、各支給対象期の取組を講じた場合の合計金額です。

◆ 詳しくは、最寄りの都道府県労働局またはハローワークにお問い合わせください。

◆ パンフレット、申請様式、Q&Aは厚生労働省ホームページに掲載しています。

https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/part_haken/jigyounushi/career.html

キャリアアップ助成金

検索



和歌山県内の中小企業・小規模事業者のみなさまへ

働き方改革

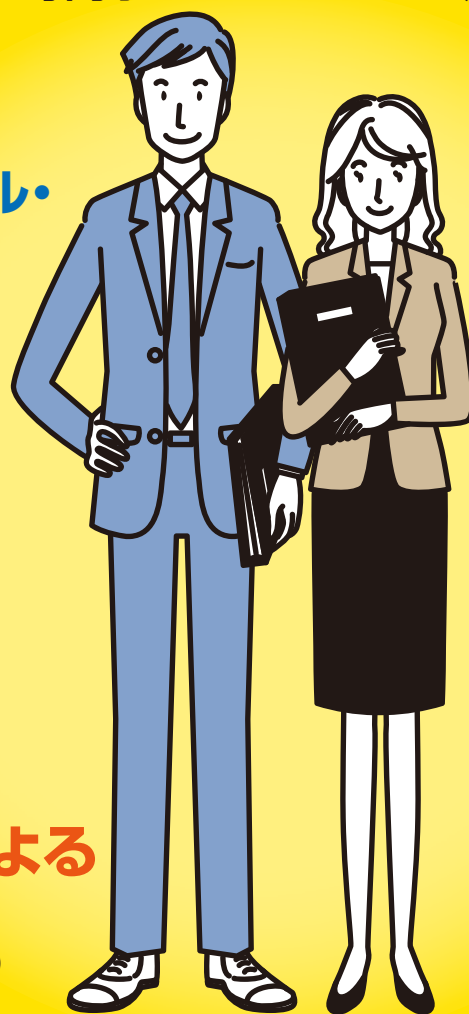
就業規則、助成金、労務管理等の「お困りごと」や「お悩み」を
社会保険労務士等の専門家がワンストップで無料で支援いたします

支援 01
電話・メール・
来所相談

支援 02
セミナー開催

支援 03
商工団体等の
出張相談会

支援 04
専門家による
企業訪問
(オンライン相談可)



例えばこんなお悩み

- ☒ 同一労働同一賃金への対応
- ☒ 時間外労働の上限規制
- ☒ 労働条件通知書
- ☒ 労働関係の助成金の活用
- ☒ 年次有給休暇
- ☒ 就業規則・賃金規定の整備・見直し
- ☒ 育児・介護と仕事の両立
- ☒ ハラスメント対策
- ☒ 建設業と自動車運転業務の労働時間管理
- ☒ 多様な正社員制度の導入
- ☒ 職務分析・職務評価
- ☒ 生産性向上・業務効率化



和歌山働き方改革推進支援センター

☎ 0120-547-888

FAX 073-425-3041

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号
(和歌山県社会保険労務士会 内)

✉ E-mail. wakayama@workstylereform.net

詳細は「働き方改革特設サイト」をご覧ください⇒ <https://hatarakikatakaikaku.mhlw.go.jp/consultation/wakayama/>

受付時間 平日9:00~17:00(土日・祝日を除く)

専門家による企業訪問の申込み方法

- 裏面のFAX・E-mail用申込書
- お電話によるお申込み
- 右のQRコードからの申込み





Email:

和歌山働き方改革推進支援センター

FAX : 073-425-3041

wakayama@workstylereform.net

専門家による企業訪問 申込書

※オンライン相談も可能です

社労士等の専門家が貴社に訪問し課題解決に向けたコンサルティング支援をいたします

下記の必要事項をご記入の上、FAX もしくはメールにてお申し込みください

申込日： 年 月 日

会社名 事業所名	フリガナ	従業員数 名 (うちパート 名)
所在地	〒 -	業 種
ご担当者名	担当・役職名 ()	
電話番号	FAX 番号	
E-mail アドレス	@	

ご相談内容(□に✓をしてください。複数可)

- | | | |
|---|---------------------------------------|--------------------------------------|
| ☐ 残業を減らしたい | ☐ 同一労働同一賃金への対応 | ☐ 高齢者の就業促進 |
| ☐ 建設業・自動車運転業務の労働時間管理 | ☐ 賃金規定・賃金制度 | ☐ 労働関係の助成金 |
| ☐ 時間外労働の上限規制への対応 | ☐ 職務分析・職務評価 | ☐ 育児・介護と仕事の両立 |
| ☐ 労働時間の削減・労働時間管理 | ☐ 最低賃金への対応 | ☐ ハラスメント対策 |
| ☐ 時間外労働の割増率引上げへの対応 | ☐ 生産性向上・業務効率化 | ☐ その他 |
| ☐ 年次有給休暇 | ☐ 就業規則の作成・見直し | () |
| ☐ 多様な正社員制度の導入 | ☐ 人材不足・従業員採用 | |

【具体的に相談したい内容】

☐ 訪問相談希望日時 ☐ オンライン相談希望日時

●第1希望日 月 日 時～

●第2希望日 月 日 時～

●第3希望日 月 日 時～

個人情報、会社情報につきましては秘密を厳守いたします

お気軽に
お問い合わせください

和歌山働き方改革推進支援センター

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番46号(和歌山県社会保険労務士会 内)

TEL. 0120-547-888 FAX. 073-425-3041

E-mail. wakayama@workstylereform.net